

2018年5月29日
関東宇部コンクリート工業株式会社

弊社が出荷しましたコンクリートにおける国土交通大臣認定*及びJIS認証の仕様への不適合について

この度は、弊社の豊洲工場、浦安工場、溝の口工場、横浜工場の4工場が出荷しましたコンクリートに、本来使用すべき骨材と異なる産地の骨材を使用していたことにつきまして、関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたこと深くお詫び申し上げますとともに、今回の事案につきまして以下の通りご報告申し上げます。

記

1. 経緯

昨年11月に骨材の供給元である宇部マテリアルズ(株)が弊社の上記4工場へ本来供給すべき骨材(山口県美祢市伊佐産、以下伊佐品)と異なる骨材(高知県仁淀川町鳥形山産、以下鳥形品)を混入し供給していることが判明しました。混入供給は、今年4月まで続けられましたが、混入された骨材は、本来弊社が使用すべき骨材と同品質の石灰石で、ともに首都圏の他の生コン工場にて、一般的な生コン(JIS品)や高強度の生コン(大臣認定品)に、広く使用されている石灰石骨材であります。弊社該当4工場における骨材の受入検査ならびに製造しましたコンクリートの工程検査・製品検査ともに異常値がないことを、弊社では確認しています。

なお、本混入の発端は、2006年に需要に対して伊佐品の供給量が不足したため暫定的に鳥形品を購入供給したことにより、その後伊佐品の増産に努めたものの、以降も鳥形品の混入供給が継続し、二種類の骨材の混入が常態化したものです。

2. これまでの対応

- (1) 弊社は本混入の事実を昨年11月に知りながら、弊社から関係するJIS登録認証機関・官庁への報告が遅れたことから、JIS登録認証機関である一般財団法人 建材試験センターから5月11日に調査請求と、それが完了するまでのJIS表示自粛の連絡を受け、5月14日からJISコンクリートの出荷を自粛しています。

対象工場は、浦安(千葉県浦安市)、豊洲(東京都江東区)、溝の口(神奈川県川崎市高津区)、横浜(神奈川県横浜市磯子区)の4工場です。

これまでに出荷したコンクリートの安全性については、第三者機関から、仕様と異なる産地の石灰石を骨材として混入したことによるコンクリートの品質への影響はないとの見解を得ているところです。

JIS品については、JIS A 5308への適合を特定行政庁が個別に確認することとなる

ため、建築主事又は指定確認検査機関が中間検査又は完了検査に際して、個別に JIS 規格への適合性を円滑に判断できるよう、施工者様と協力して受入検査等必要書類を提出します。また、大臣認定品については、不適合品であった 41 件中、施工中の物件に係る 11 件のうち、7 件について新たな大臣認定を取得済みです。

※建築基準法に基づく

- (2) 2006 年以降に JIS 表示自粛 4 工場が出荷した土木工事向けコンクリートに関する対応としては、上記(1)の JIS 品の同様の対応を進め、第 3 者機関の評価結果をふまえて適切に対応をします。

3. 再発防止策

弊社が所属する宇部興産グループが進めておりますグループ全体の品質管理体制の強化に取り組むこととしており、弊社もこれに沿った対応を進めてまいります。

4. 本件に対するお問い合わせ窓口

関東宇部コンクリート工業株式会社 総務部

電話番号 03-5759-7696

受付時間 9:00～17:45 (土日、祝休日、年末年始を除く)

以 上